



昨年度の所得税の確定申告の受付が始まりました。
そこで、今回は確定申告の基本事項についてご説明させていただきます。



1、 確定申告の期限



平成 27 年分の所得税の確定申告書は...
平成 28 年 2 月 16 日 (火) から平成 28 年 3 月 15 日 (火) までに
提出することになっています。

今年は最終日が平日ですが、仮に提出期限が休日だった場合には、翌日が申告期限になります。また、還付申告の場合は平成 28 年 1 月 1 日から提出することができることになっています。

なお、確定申告書を郵便又は信書便により提出する場合は、通信日付により表示された日に提出されたものとされています。



2、 確定申告後に所得税額に誤りがあることが判明した場合

確定申告書の提出後に所得税額に誤りがあることが判明した場合には
申告した所得税が実際より少なかった時 修正申告
申告した所得税が実際より多かった時 提出期限から 5 年以内に更正の請求
をすることができます。



3、 確定申告書をしなければならない場合

次のような場合に該当する人は確定申告をしなければなりません。

- ・ 給与収入が 2,000 万円を超えている場合
- ・ 2 箇所以上の会社から給与を受取っている場合
- ・ 給与以外の副収入が 20 万円を超えている場合 など





4、確定申告をすれば還付を受けられる場合

確定申告をすれば還付を受けられる可能性のある場合の代表としてあげられるのが次のような場合です。

医療費が多額にかかった場合 医療費控除

生命保険や医療保険などに加入している場合 生命保険料控除

地震保険に加入している場合 地震保険料控除

ふるさと納税のような寄付をした場合 寄付金控除

株式等の配当を受けた場合 配当控除



このほかに、あまり該当するケースは少ないかもしれませんが、**災害・盗難・横領**により住宅や家財等について損害を受けた場合に雑損控除というものがあります。近年、被害が多様化してきており適用の有無に関する事例としてあげられているものに次のようなものがあります。

キャッシュカードの偽造による被害

他人に銀行預金のキャッシュカードの磁気データを読み取られ、預金口座から引き落としされたことによる損失については刑法上の被害者は預金者ではなく銀行であるとされています。そのため、雑損控除の適用を受けるために必要とされる「被害届出証明」は銀行が警察に請求し預金者に取り次ぐこととされており、その被害届出証明書を確定申告書に添付することになります。

振り込み詐欺等による被害

近年増加している電話に出た人に子や孫と偽って交通事故の示談金の名目で銀行の口座にお金を振り込ませるといった詐欺（いわゆる振り込み詐欺）や手紙等による架空請求詐欺によって被った損失については、雑損控除の対象になりません。

このような災難には遭いたくないものですが、もしもの時には思い出していただければと思います。

